

令和 6 年

富士川町議会

第 1 回臨時会会議録

令和 6 年 2 月 8 日 開会

令和 6 年 2 月 8 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 6 年

富士川町議会第 1 回臨時会

令和 6 年 2 月 8 日

令和6年第1回富士川町議会臨時会

令和6年2月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度富士川町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 5 議案第1号 富士川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第2号 令和5年度富士川町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

5番 小 林 和 良 6番 秋 山 仁

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(9名)

町	長	望月利樹	副町長	早川竜一
会計管理者		河原恵一	政策秘書課長	中込浩司
財務課長		望月聡	町民生活課長	一之瀬三千
福祉保健課長		遠藤悦美	産業振興課長	望月奈緒美
土木整備課長		山形謙一郎		

6 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	原田和佳
書	記井上直人

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第3号をもって召集されました、令和6年第1回富士川町議会臨時会に、議員ならびに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、13名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和6年第1回富士川町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番小林和良君および6番秋山仁君を指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと、認めます。

したがって、会期は本日1日と、決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として、出席通知のありました者の職・氏名などにつきましては、お手元に配付したとおりです。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度富士川町一般会計補正予算(第8号))

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第1号について、補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、承認第1号の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページをご覧ください。

(以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明をいたします。タブレット8ページの事項別明細書、表紙の次のページをお願いいたします。

(以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で、承認第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第1号について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員(宇田川朱恵さん)

では、質疑をさせていただきます。タブレット10ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持管理費の除雪時機械借上料についてなんですけれども、こちらのですね、ちょっと詳細について教えていただきたいんですけれども、この借上料の、まず計算方法について教えていただけますでしょうか。

○議長(堀内春美さん)

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長(山形謙一郎君)

ただいまの質疑にお答えします。こちらの算出方法につきましては、機械の作業時間に、協定書で規定されている単価を掛けた額で算出しております。以上になります。

○議長(堀内春美さん)

宇田川朱恵さん。

○1番議員(宇田川朱恵さん)

私もちょっと山間地域に住んでおりまして、非常にありがたかったですけれども、すいません、もう少しちょっと詳しいことを伺いたいですけれども、その協定で結ばれている会社はまず何社あるのか、その規定の料金ですね、そちらはいくらになるのかお願いいたします。

○議長(堀内春美さん)

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長(山形謙一郎君)

ただいまの質疑にお答えします。協定業者につきましては、富士川町建設安全協議会の14社と、そのほかに協力業者としまして4社の計18業者であります。また、単価につきましては、除雪に関する費用につきましては、協定書に明記されており、除雪のみの場合、トラクターショベルグレーダーが1時間当たり1万8000円。除雪に運搬作業がある場合、ダンプトラック1時間当たり8000円という規定になっております。以上になります。

○議長(堀内春美さん)

宇田川朱恵さん。

○1番議員(宇田川朱恵さん)

最後の質問になるんですけれども、こちらは大体、何台ぐらい総計で出動したのか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

台数につきましては、今回、2月5日から7日の間に除雪をしていただきまして、延べ台数が34台となっております。以上です。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、承認第1号についての、質疑を終わります。

これから、承認第1号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって、承認第1号について、討論を終わります。

これから、日程第4 承認第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第5 議案第1号 富士川町手数料条例の一部を改正する条例について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第1号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 一之瀬三千さん。

○町民生活課長（一之瀬三千さん）

それでは、議案第1号、富士川町手数料条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。タブレット12ページをお開きください。富士川町手数料条例の一部を次のように改正する。この改正の主な内容は、戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務および金額を追加するものです。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。タブレットの14ページをお開きください。新旧対照表別表、手数料を徴収する事項に、41、

戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を追加し、単位は1件につき、手数料の金額は400円とする。次のページへ移っていただき、42、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行を追加し、単位は1件につき、手数料の金額は700円とするものです。タブレット13ページに戻っていただき、附則として、この条例は、令和6年3月1日から施行するとしています。以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第1号について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第1号について、質疑を終わります。

これから、議案第1号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって、議案第1号について、討論を終わります。

これから、日程第5 議案第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第6 議案第2号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第9号）
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第2号について、補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、タブレット19ページをお願いいたします。議案第2号、令和5年度富士川町一般会計補正予算（第9号）の補足説明をさせていただきます。この表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をいたします。タブレット24ページ、事項別明細書、表紙の次のページをご覧ください。

(以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第2号について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

○議長（堀内春美さん）

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

議案第2号、令和5年度富士川町一般会計補正予算第9号について、質問いたします。タブレット26ページをご覧ください。1つ目の質問です。2款総務費、5項企画費、1目企画総務費、交付金についてお聞きします。貨物運送事業者物価対策助成金225万円が計上されております。対象事業者は何社なのか、それと助成金の分配方法についてはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。トラック協会峡南支部の対象業者ですが、9事業者となります。この9事業者が所有、また使用しておりますトラック、運送にかかる車両につきまして、1台当たり3万円を支給する考えでございます。なお、こちらは申請方式で、それぞれの9業者から書類を出していただいた中で、金額を確定させていくことと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

それでは2つ目に移ります。同じく1目企画総務費、医療機関重点支援地方交付金110万円が計上されております。対象になる診療所の数と、交付金の分配方法はどのようになっていますか、お聞きします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。町内に開設されております診療所、および歯科診療所が対象となります。こちらの診療所は11医療機関になりまして、その内容につきましては、患者、いわゆる入院をさせるための施設を有しないところという形で、いわゆる開業医と言われるお医者さんが6施設で、歯科医が5つの施設となっております。また、1診療所当たり10万円を助成することを考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4 番議員（深澤一幸君）

それでは3つ目の質問になります。先ほどの運送業者については、1台3万円ということでしたが、2つ目の医療機関に分配されるお金についてなんですけども、今回、国の推奨メニューの中から新しくこの両者がですね、2つの事業者支援が計上されたんですけども、2つ目の質問をしまった医療機関に対する補助金、交付金ですけどもね、具体的にはどのように使われるのがベストだとお考えですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。診療所の運営につきましては、そのほとんどが患者の方からの診療報酬に則った金額で、料金をいただいている形になってございます。コロナが明けた状態ではありますが、医療機関としましては、やはり、消毒の関係の対策、特に歯科につきましては、口腔、口の中を扱うということから、その辺の対策費、この部分が相当かかっていることを聞いてございます。ただ、こちらの費用につきましても、診療報酬に転嫁して患者の皆様からいただくことができないという形なので、そういった形の一部でも補助になればということで、今回、この助成制度を企画、考えました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4 番議員（深澤一幸君）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

5 番 小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

ページのですね、タブレット27ページの7款商工費ですね、項目のふるさと自然塾事業費の中でのですね、給水設備電動弁更新工事って計上されています。この電動弁工事っていう内容についてですね、どこのバルブなのか、個数等を教えていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの電動弁につきましては、自然塾で使用している水を井戸から汲み上げ、貯水槽に貯めております。そちらの貯水槽に送るための電動弁でございます。1基になります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

このバルブはですね、更新と言われるので、時期的に、要は耐用年数を過ぎて更新なのか、いや突発的な故障による更新なのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの電動弁につきましては、設置から18年経過しております、メーカーで推奨している耐用年数は10年ということですので、耐用年数は過ぎているという機械でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

以上で、私の質問を終了します。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

私もタブレット26ページになります。歳出のところ、2款総務費、5項企画費、1目企画総務費、交付金のところですけれども、ここです、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金になりますけれども、この交付金の使途ですけれども、この貨物輸送事業者物価高騰対策助成金と、医療機関重点支援地方交付金ということで、今回、出されておりますけれども、ここに対象とした理由です。先ほども医療機関に関しては、消毒の対策とか口の中の対策なんていうことで、お話をいただきましたけれども、今回のこの重点地方交付金の場合は、対象としてはコロナ対策は5類に移行したっていう中で、それは該当は考えなくてもいいというような、国からの通達もある中でありますし、推奨事業メニューも出ている中でありますけれども、ここで、この2つを取り上げたという理由をもう少し説明をしていただきたい。貨物などについても、案についても、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回、この2つの事業をあげました、町の方で企画しました1つの理由といたしましては、それぞれの業界が、やはり、物価高騰で相当苦労されている。経営も、少なからず圧迫しているような状況も見られる。特に、燃料系という形でトラック協会の場合には、それぞれ峡南地域なんかにも要望活動に伺ったことも聞いております。この交付金を利用しながら、町の方にも要望という形で実際あがってきました。近隣の町村、近隣の町です、峡南地域もいくつか情報いただく中では、既に交付された町もあることもわかりました。今回、これまで町が政策を行うにあたり、貢献してきた団体という形で、このトラック協会につきましても、災害時の協定等、そういったことも、今年度結んでいただいたことも加味しまして、今回、このトラック協会峡南支部の方に出すことを決定いたしました。医療機関につきましては、先ほど議員さんが言われたとおり、コロナ対策だけではなくて、やはり、電気料等の値上げ、こちらにつきましても、感染対策以外の部分の、診療所を動かします経費等で、物価高騰の影響を受けているということで、先ほどの答弁と重なりますが、やはり、患者さんからその部分を転嫁するという方法が、方策がないということですので、その部分について一部ではありますが、今回、助成するという形をとらせていただきました。なお、この医療機関につきましても、これまでもコロナ対策も含めながら、町の緊急的な対策、対応にしましても、医師会、医療機関という形で町の施策に協力していただい

たというところを加味しまして、今回、事業の中に入れさせていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

要望書を、協定を結んだところっていうようなこともあるということで、要望書等があるということだったんですが、昨年、LPガス業界からも町長に要望書が提出されておりますので、協定を結んだところで、そういう団体から要望書を選択されたっていうような理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。LPガスの業界の方からも要望等、また、お話も聞きました。そのLP業界につきましても、町の中で対応策を検討した結果、スマイル商品券という形で、今回、その部分で、いわゆる光熱水費の物価高騰に対して広く補助ができるのではないかと、ガスにつきましても、どういった形でその使用者の方に還元することができるのか。プロパンガス、都市ガス、最近ではオール電化でガスを使ってない方もいるというところから、ちょっとこれ、いくつか対応を研究する必要があるかなと。ほかの県外の自治体で行っているところも聞いております。今回はそういったことで、ちょっと準備期間が難しいかなという判断から、LPガスの業界についての対策の補助は、見送らせていただいた経過がございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは質問したいと思います。先ほどから出ている、26ページの歳出項目についてですけども、まず1点目。先ほどから出ました企画総務費のところ、要するに、いわゆる業者ですね、業界団体2か所に対して出すということで説明を聞いていますと、運送業者の場合には、災害協定を結んでいて、医療、歯科医、医師会ってことかな、については、電気代の補助ということなんですけれども、協定を結んでいるところが中心、協定あるいは要望書をいただいているところが中心になっているようですけれども、例えば、飲食店なんか、実際には、いろんな野菜等を含めた価格高騰に悩んでいるということになってくると、この2つの業界団体以外から要望書が出た場合、どうされるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回、要望等が出された経過もございますが、先ほど言いましたスマイル商品券、こちらで幅広く地域の方々の支援という形、そちらをまず1つ考えさせていただきます。そういった形で、いくつかの業者の方から、そういった物価高騰に関わる、経

営が難しいということも耳に入ってきておりますが、今回のこの交付金、指定された金額の中で、まず第1に、スマイル商品券の部分考えた中で、それでかなりの財源のところを充ててしまう形になりますので、本来であれば、それ以外の業界も対応することも考えられると思いますが、この交付金につきましては、この3点でお願いしていきたいと。また、今後出てくる交付金等があれば、これ以外の業界についても検討ができるのかなとは考えてございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

この2つ以外については、スマイル商品券で何とかというようなお話だと思うんですけども、何となく、いまいちすっきりしないなという感想を持っています。では次にですね、次のページ、今言ったスマイル商品ですけども、昨年、確か6月議会でしたか、4000円、第2弾というのがあったときにですね、私あえて反対しませんでした。ただそのときに、私言わしていただいたのは、あのとき6000万弱、5000、4000円で、約1割がね、経費に消えたというやり方はね、いかがなものかと。それだったら、例えばですね、そのときにも提案しましたけど、水道料の減免措置ということに使えば、やり方をすれば、経費もそんなにかからないでしょうという話をさせていただきました。これは、特にはそのとき反対ももちろんしませんが、今回、今度3000円ということになって、やはり経費は同じように約1割近くかかると。この辺についての検討はされたのか、されなかったのかちょっと伺いたいと思います。今回もまた、スマイル商品券ということですけども、ほかの方の減免措置、具体的な水道料ということについては検討されたかどうかを、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

今お聞きになっている部分はですね、議案に対する質疑なのか、それともご議員個人の感想を述べているのか、反問権を行使していきたいと思っています。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

議案に対する質疑です。もう一步言いますと、なんでふるさと商品券であるのか。多くの経費がかかるのということをお伺いしたい。スマイル商品です。すみません。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらのスマイル商品券につきましては、全町民に公平に支援できること、また、産業振興課の観点からしましても、町内の商店が参加することで、地域経済の活性化が図られていることから、事業を実施したいと考えております。また、令和4年度に行ったスマイル商品券第1弾第2弾では、換金実績が98%を超えておりまして、こちらが地域経済の活性化が図られたことが実証されておりますことから、今回もこちらの事業を実施したいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

確認したいことがあります。要は、地域経済の活性化のためにやるということであって、物価高騰で悩んでいる町民の生活より、生活もちろんそこには含まれますけども、経済対策の面が強いということによろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。こちらの事業につきましては、全町民に生活支援ができることと、また、商店の方の活性化が図られること、この両方の観点から実施したいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

以上で終了します。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

ただいま齊藤議員からも質問がありました、タブレット27ページ、商工費のふじかわスマイル商品券についてです。今回は、第3弾3000円、町民全員にということですがけれども、大型店と中小店に分けた根拠というか、理由を伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの事業につきましては、商品券第1弾時点から、大型店、地元の商店の方の商品券の方を分けさせていただきました。産業振興課としましては、こちらの方、小売店の方にも商品券の方を使っただけのような方策としまして、分けさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

商品券の基本的な趣旨はわかります。ただ1万円ではなくて、今回は3000円で、なおかつ使用期間が3か月、1か月平均にすれば1000円ですよね。例えば、道の駅富士川のように、地元へ貢献していただいている商業者はともかく、本社が他町にあって、税金も落ちないというところまで、配慮する必要は。もちろん使う側からすれば、大型店、便利な点もあるし、いい製品もあるかもしれませんが、経済対策ということであれば、地元中小商店、地元商店1色でいいじゃないかと、印刷も青赤しなくて1色で済むし、金額面からいって、私そう感じたんですけども、その検討はされたんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。利用期間につきましては、6月1日から11月30日までの6か月間で使用できることといたしております。こちらの大型店、町内店共通券と、専門店で分けた理由としましては、町民の利便性が高いというところで、町民に配慮した形で、券の方を分けさせていただいているところでございます。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

私からは1点ですね、先ほどからちょっと話題になっております、タブレット27ページ、ふじかわスマイル商品券について、ちょっとお伺いいたします。こちらなんですけれども、先ほどから言われておりますが、例えば、通信費などがやはりどうしてもちょっとかかってしまうということで、また、以前、議員の方からもこういった通信費を節約するようなことはできないかというような意見も出ておりました。例えばですね、役場に取りに来られるような方には取りに来ていただいて、そのときに、ふじかわスマイル商品券の感想なども一緒にいただく。そのような工夫みたいなもの、そういったものはできないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。郵送料につきましては、金券と同じような観点から、簡易書留の方で送らせていただいております。やはり、通常お勤めに行っているような方たちにつきましては、取りに来ていただくところが、なかなか難しいと考えておりますので、郵送の配布といたしております。また、今後このような事業がある場合につきましては、そのようなことも検討していければと思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

町民の方からも、ちょっともったいないのではないかという声もありましたので、ぜひ、検討していただければと思います。終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

2番 神田雅也君。

マスクを外してください。

○2番議員（神田雅也君）

先ほどから出ています、タブレット27ページ、26ページですね、26ページの貨物への物価

高騰助成金ということで、というのと、あと医療の支援ということで、医療の方は11医療機関に対して10万円。1店舗10万円ということで、110万円ということで計算しやすいわけなんです、トラック事業者が9事業所あって、それで1台3万円で、ということになっております。その中で、225万円という算出根拠というものを教えていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。算出の根拠になりますが、トラック協会峽南支部の方に、まず確認をしたところ、確認した時点で70台を超える、具体的にはそのとき73台という回答いただきました。今回の予算の算出根拠ですが、そこでおそらく数台の増減が出ることも加味しまして、75台分という形で、3万円かける75台の225万円とさせていただきます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

ありがとうございます。では次に移ります。次に、先ほどから出ています、タブレット27ページのスマイル商品券の件になりますが、スマイル商品券、以前もですね、スマイル商品券というのは印刷もかかって、先ほどもからも言われますように、通信費もかかっているということで、この辺の経費っていう部分が、非常に無駄じゃ、勿体ないのではないかと。それがなければ、もっと多く配れるのではないかとということをはいたんですが、今回、物価高騰の助成、交付金というものを使うということであれば、これ、医療機関にもトラック協会にもお金として配るわけですから、結局お金として配れるのであれば、これもお金として配るべきではないのかと思うんですが、その辺の検討はされたのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。こちらの商品券につきましては、やはり、町内の店舗の方で使用していただきたいということがありますので、商品券という形で交付をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

先ほどから出ています、27ページですけども、スマイル商品券なんですけども、財源としまして、地方創生交付金ということで、約4200万弱ですね。そして、一般財源から650万弱ということなんですけども、これあれですかね、やはり、交付金の方にできるだけ、一般財源よりも交付金

の方に、賄えができなかったのかなというふうに、ちょっと思っているんですけども、うちの人口割、世帯割もあるかなと思うんですけど、その辺いかがですかね。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。今回のふじかわスマイル商品券の事業ですが、3000円としたこと、また、ほかにですね、トラック協会への支援、また、個人医療機関への助成の方の金額を加味しまして、一般財源で賄わなければ足りないということで、この一般財源を充てさせていただいたところでございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、交付金がこの金額しか出ないというふうに理解していいということですね。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。交付金の金額が定まっておりますので、そのほかに必要な金額ということで、一般財源を充てさせていただいたところです。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

わかりました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第2号について、質疑を終わります。

これから、議案第2号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第2号について、討論を終わります。

これから、日程第6 議案第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開します。

日程第7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第3号について補足説明を求めます。

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

それでは、議案第3号について補足説明をさせていただきます。タブレット39ページをご覧ください。今回の指定候補者の選定に当たりましては、富士川町公の施設における指定管理者の指定に関する条例第2条、および第4条の公募による指定候補者の選定を適用しているものであります。内容につきましては、管理を行わせる公の施設の名称、富士川町まほらの湯、甲州鯉沢温泉かじかの湯、指定管理者となる団体の名称、甲府市伊勢3丁目3番10号、ドリームエージェント ピーセブン、代表取締役 久保田直樹。指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。富士川町まほらの湯の施設につきましては、平成21年7月1日から現在にいたるまで、指定管理者が運営してきており、利用者から苦情もなく安定した経営を行ってきているところでしたが、今般、指定の協定書等に基づきまして意向確認したところ、指定を受ける意思がないとの申し出がございました。また、甲州鯉沢温泉かじかの湯の施設につきましては、平成30年3月の17日以降になりますが、現在にいたるまで、町の直営として運営をしてきて参りましたが、今回、富士川町まほらの湯を公募による指定候補者を選定することとなり、併せて甲州鯉沢温泉かじかの湯も、公募による指定候補者を選定することといたしました。指定候補者の選定に当たりましては、事業計画、予算書の提出を受けまして、条例に基づいております、第16条で定めた選定委員会において、内容を精査したところ、選定委員の方から、施設の適切な維持管理ができるものと判断し、町長に答申書が出され、町も、その内容につきまして適当と判断したところであり、今回、指定候補者の選定として議会の議決を求めるものでございます。以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第3号について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番 小林由紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

公の施設の指定管理者の指定についてでありますけれども、この株式会社ドリームエージェントピーセブン。この会社はどのような企業なのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回、指定の候補者として1社申し出がありました、今回のドリームエージェント ピーセブンですが、こちらの会社の設立につきましては、今回の指定管理、これを行うために設立したところを聞いてございます。元々、取締役、代表取締役の方ですが、元百貨店の職員という形で、その系列で仕事をされていた方、そちらの方々と話をする中で、今回、個人ではなく会社でなければこの指定管理を行うことができないというところで、この指定候補者に名乗りを上げるために会社を設立したということで、いわゆる実績等がない状態にして、資料にもありますとおり、会社の設立が5年の12月ということで、それ以前からも検討、いろんな形で、どんな形でできるのかということも、検討されていたということのところは伺っておる企業になります。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林由紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

条例で定めた選定委員会で、プレゼンテーションを行って、その全協でも、その経営方針や運営計画で高く評価されたということで、先ほども、適切な維持管理ができるものと判断したということで説明がありましたけれども、この選定委員会の評価した内容ですね、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。選定委員会の中では、いくつか質問が出ました。それに対する回答になりますが、1番大きく、各委員たちが評価されたと思われる点ですが、今後、この経営について、どういったところを1番重要視していくのかということになりますが、まず、お風呂について、この部分についてお客を逃がさないため、いわゆるリピーターという形で、そういったリピーターのお客、顧客を取るのにどういった工夫ができるのか。いわゆる、お金を投資して設備を良くすれば、それはそれなりにはできることはあるという提案もありましたが、なかでも、今ある施設、こちらは綺麗にする形、お客様を受け入れるその入口の部分で、クリーンな、清潔なイメージを出す、そういったところで、かなり違うのではないかと。この部分につきまして、費用をそんなに大きくかけなくてもいけるのではないかと、そういった考えも出されました。あともう1つは、先ほどの会社組織に参加しております、ホテルの経営をされた方、特に、レストラン等になるんですが、今回の温泉施設、入浴料だけでは、かなりこの維持管理費を出すのが難しい中から、料理を、食事を提供するところ、そこは改善の余地があるんじゃないかと。そういったところで、実際の利用者の方が温泉を利用するだけで終わるのではなくて、そこで食事をしていただける、そういった形であれば、利益を生むというか、そこでお金を使っただけということであれば、その部分でお客を呼べるのではないかと。ほかの事例にもありますが、温泉だけではなく、そ

ここで提供される食事等、食べ物について、そこでも、これまで以外の顧客の獲得が考えられるのではないかという説明がございました。代表的な、委員さんからの質問に対しての業者側の回答は、以上になっております。

○議長（堀内春美さん）

小林由紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

最後ですけど、管理協定というか指定管理料ですね、これはいくらになるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。指定管理料につきましては、本日の議会で承認を受けていただいた後、正式に協議になっていく形になると思います。町といたしましても、これまでの指定管理料、そこは1つの参考になると思われまます。また、かじかの湯につきましては、これまで直営でやってきました。その特別会計の中で、一般会計からの繰り入れた金額、そういったものも参考に、1つの参考基準となることは考えられると思います。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林由紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

以上になります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ただいまの小林議員の質問に関連して、質問させていただきます。まず、指定管理がどこか受ける場所があるのか、ないのかで大変心配しておりましたけれども、この指定管理者が選定できたという1つの方向性が出たことに、町が一生懸命努力していただいたなと思い、公共施設を保つということは、公共温泉施設を保つということは非常に大変なことなんで、この指定管理に期待するところですが、それで質問なんです、今回の指定管理は、まほらの湯とかじかの湯、両施設の管理になりますよね。例えば、指定管理料については、トータルで指定管理料とするのか、あるいは、個々の施設の指定管理料とするのか、その辺について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。指定管理料、ご承認をいただいた後に、詳細を詰めていく形になりますが、最終的には併せてとなるのか、それぞれの施設の経営規模と維持管理費、違いがございませす。また、集客数、利用される方々の人数も違いますので、先ほどの答弁にありました食事提供というところを考えていくのであれば、その部分の収入等も加味しながらで、それぞれ別々の協定の金額、指定管理料ですね、そこを算出した中で、それぞれの協定にするのか併せるのかは、また今後、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私、これからの進め方で、指定管理者と町との協定書の締結が必要になってくると思いますね、条例を見ると。その内容ってのは大変大事だなと思うんですが、協定が結ばれた後の協定書なんかを閲覧できるような形をとりますか。一般に閲覧できるのか、それともできないのか、その辺どうでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。指定契約書、内容になりますが、公文書扱いという形になりますので、大変申し訳ありませんが、内容を確認する中で、どういった形で公表、また、表に出せるものなのかということは、関係機関にちょっと確認してからの回答になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

できるだけオープンになされた方がいいんじゃないかという希望、意見だけを申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ただいまですね、指定管理の件で質問させていただきます。指定管理に手をあげていただいたこと、非常に良かったなと思ってはいますけども、ただ、しっかりと我々も判断しなきゃいけない。大体情報が遅いですね。今になって、何か情報が来ました。非常に残念です。もう少し早く、これを判断してくれということであれば、欲しかったところですが、それはそれとして、まずですね、まず1つお聞きしたいのは、指定期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、約3年間の指定期間を今考えられていますね。この間にですね、例えば、委託業務都合、業者の都合により、打ち切りとか、かじかの湯であったようなね、そういう例があった場合、違約金等の規定は設ける必要があると思うんですけど、その辺の考えは今どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。議員さんがおっしゃる、いわゆる協定どおりにできなかった場合の違約金、そういった形で具体的に提示した例は、ちょっとまだ参考で見れてはいないんですが、そういったことを防止するために、その対策を講じている協定書の内容は、近隣の中でございますので、ただいま協定結んでおります内容には、そこは明記されてはおりませんが、今後、結んでいく中で、その内容を入れていくかということについては、担当の方で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

非常に大事なことだと思うんですね。抑止力にもなるし、違約金についてはよろしくお願ひします。あとですね、これも今から、おそらく協定書で結ばれると思うんですけども、今考えられている時点で、例えば修繕費ですね。今は、おそらく20万以上は町が負担して修繕をしているという、この辺はどのようにお考えですか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。今回、指定管理者を募集するにあたりまして、募集要項の方をホームページ等で公開しております。その中で、富士川町と指定管理者の責任分担につきましても、原則として明記をしておりますので、その責任分担の中で判断をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

3つなので、あと利用料金ですね。町民にとっては利用料金が非常に気になると。指定管理者が変わって、利用料金が変わるようなことがあってはいけないと思うんですが、この辺についてはどのような指導、または協定を結ぶのかお考えをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまご質問にお答えいたします。温泉施設の使用料ですが、これは条例の方であげてあり、条例改正等も出てきます。当然、業者の方でも使用料につきましては、変えない方向でどこまでできるのか、また、今後、指定管理料、こちら年度ごとに話をしながら進めていきますので、当面、プロポーザル、提案の中では、使用料、入浴料を上げるという話は出てきておりませんでした。ということで、現状は金額を変えない中で、2つの施設の管理を考えていきたいと思ひます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。。

○5番議員（小林和良君）

以上で、私の質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは質問させていただきます。前提として、手をあげていただいて、民間に運営していただくということは、非常に結構でありがたいということ、まず言っておきたいと思ひます。ただ、先ほどから聞いていて1番不安になるのは、協定書の内容はこれから協議ということなんですよ。指定管理料にしても、少なくとも、ここで出すのであれば、例えば、違約金の項目が入った内容で合意していますとか、あるいは、指定管理については、町ではこんだけ出しますよと、この範囲で

やったださいってことに合意していますっていう前提がないと、私としては、正直不安でしょうがないんですけども、その点について、要は、協定書あるいは協定内容を、まだ詰めてないという段階で、この指定管理の指定について、議会の承認を求めるというこの出し方は、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、その点について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。指定管理料につきましては、今回、承認を受けた後に協議する中で決定していきます。また、この指定管理料につきましては、今後の新年度予算、そういったところに反映していきますので、そこでは金額等が明示されていく形にはなると考えております。また、この指定管理の候補者を決める制度ですが、条例で制定したとおり、この選定委員会の中でプロポーザル、プレゼンテーションの中で、良いか悪いかを判断させていただいております。今回の選定委員さんの中には、全員で9名、そのうち外部から7名の方が入っております。内容としましては、金融機関の支店長クラスの人、会計士の資格を持っている人、商業に精通している人、そういった方たちが、かなり細かい部分についても質問や調査をいたしました。その中で、業者が提案しました内容につきましては、問題ないのではないかと、妥当だということで選定委員会の決定を受けて、町の方でも今回の議案として、承認いただけるかということの議案として、提出させていただきました。細かい内容につきましては、承認いただいた後の協議になりますので、現時点では、いくら指定管理料、または、指定の契約内容が、細かいところまでちょっとご説明できない状況でございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

指定管理者の指定は、今議会の承認ですよね。協定っていうのは、町との指定管理者との間の協定書。だからこの場合には、議会は直接関係ないです。今度、3月議会で出されるその指定管理料っていうのは、もう指定してしまえば、議会としては指定管理料が高いから、もう1回白紙だよっていうのは、なかなか正直言える話ではなくって。先ほどから、細かいことは協定書って言いますが、指定管理のおおよその金額とか、あるいは違約金、指定期間内に、例えば、撤退するようなことになった場合の、補償等についての事柄っていうのは、決して細かいことではないと思うんです。ですから、そこは示していただかないと。さしあたってこう考えて、この中で協議していますという話がないと、なかなか議員さんも、納得しづらいのかなと思うんで、今1度、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。まず、違約金のところになりますが、基本的な考え方としては、指定管理料、最後の年度末の後払いではなくて、早い段階で支払う形になると思います。その年度途中で、仮に継続ができない、取りやめにしてほしいということであれば、そこは清算計算というんでしょうか、そういった計算の中から、指定管理料の返還を求めていく。これがまず、基本の1つにあると思います。あとは、それに基づきました、迷惑料ではないんですけど、その部分

について、その分を加算するのかどうかは、ちょっと今後の話し合いの中でという形になると思います。金額につきましては、先ほど答弁、一部いたしました、かじかの湯につきましては、やはり、特別会計の中から一般会計繰入金、金額を出しております。それが1番基準にはなりません。現段階の提案の中では、その金額と同じくらいという具体的な話はまだ出てきておりません。そこまで、その金額自体が、実際この後の改修等の内容、それとちょっと関連してくることもあると思いますので、どの部分の改修ができれば、どのくらいで、いわゆる維持管理ができるのか。そういったちょっと細かい話の詰めにはなってくるとございます。まほらの方の指定管理料につきましても、現状の金額、かなり今、やられている業者さんの努力で、相当低い金額ではできていると思いますが、その部分につきましては、おそらく今の金額よりは上回ってくるのかなど。ただその中で、何と申しませうかね、先ほどの募集要領の中でも、ある程度の条件を示す中で、入浴料も変えない条件の中で、あとは改修費について、どの部分まできれいにできれば、初年度、維持管理をするには、ある程度の希望金額が示されますので、先ほど産業の課長が答えましたとおり、こっから先の修繕の割合等を加味しながら、その部分については考えていきたいと思っております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今まで出している金額よりも、低い金額で契約していただくのが本筋だろうと思うので、十分にその辺は考えていただかないと困ると思います。以上で質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

本件については、基本的には、指定管理の申し出はありがたいことであるし、審査委員会で検討されており、賛成に値すると思うんですけれども、審査委員会の中でですね、まず、全員とは申しませんが、現在、雇用されている地元職員の継続雇用の方向性について、何か意見が出たか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在働いている職員の、その後の雇用についてということで、業者側からの提案の内容ですが、基本的に面接はさせていただきます。その中で、原則今働いている人たちは雇用する考えの中で、面接させていただくところで、判断させていただきたいという回答がございました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

先ほど、齊藤議員の方からも若干触れたと思いますけれども、施設の改修要望。もう少し明るくとかですね、お話が出ているようですので、これからその協定までの、協定内容ですね。固まってくる推移を、議会に報告していただけるかどうか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。これから先の経過ですが、まず、協定書の内容、それから指定金額等に、主なものはなってくると思いますが、役場内でそこを整理させていただきながら、議会の方には報告させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

1点だけ確認をさせてください。今回、指定管理ということで、まほらの湯、かじかの湯、2つの温泉施設の指定管理ということで提案がありましたけれども、この両施設とも、まほらの湯は、今までの委託業者が、おそらく経営が厳しいのでということで、延長しないということですよ。かじかの湯も数年前に、やはり、民間委託が駄目になって直営になりましたと。これ2つの施設があるんですね、富士川町には。町民の意見はですね、1万4000人ぐらいの町で、2つの温泉施設を持っているのは、大変厳しいんじゃないかという話がずっとあって、多分、担当課の方にもそういう話が入っていると思いますけれども、特に、直営のかじかの湯は、町民の中からはですね、温泉施設じゃなくて、ほかに移行したらどうかと、どうせ直営でやるのであれば、例えば、福祉施設の何らかの形で使えないかと、そういう意見が入ってきたんですよ。今回、指定管理ということであがってきて、両方やっていただければありがたいと思いますけれども、その片方の施設、温泉施設は1つにして、片方の施設は見直しをするという、そういう、ここまでに来る経過の中で、そういう話はあったのか、なかったのか、そこだけ確認をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。2つの施設、地域の方々の安らぎの場、また、地元の町民も利用されている、そういった方から、継続に向けて考える中で、今回の指定候補者の業者の方では、一方側だけではなく、2つを関連させれば、より良い方策ができるのではないかとこのころから、両方で手をあげたということは、プロポーザル、プレゼンテーションの中では聞かれました。2つの施設の、この継続につきましてということで、これまでも1つはなくすことができないということから、特別会計でやってきたという経過がございますので、これからも、今回の業者側の提案、こういったものをうまく活用できれば、2つの施設の存続ができるのではないかとこのころも選定委員さんの中では、そんな考えというか意見も出ましたので、今回のこの指定の方にあげさせていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

今回ね、ここの指定管理を予定している会社、これ12月にできた会社なんですよ、設置された。我々からすると、この指定管理をまず受けてもらうために出来てきた会社かなとは思っているんですけども、その前なんですよ。その前に、2つの施設が果たしていいのかどうかという、執行部の方で、役場側でそういう話がされたかどうかなんですよ。何もしませんでした、今回、指定管理が一方側が終わるから、町としては、今言った答弁にあったですよ、今度の指定管理者が相談する中で、2つの施設をうまく利用して、有効に利用しながらやっていると、そこはそれでいいんですよ。ただその前に、そういう判断がしたのかしなかったのか。そこだけでいいんです。したかしないかだけでいいんです。そこだけ、役場側としてはどういう判断をしたのかということだけ、お願いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

質疑の内容から、かなりかけ離れている部分だというふうに思っています。改めて、議員のおっしゃるように、もう施設をですね、廃止しろと、かじかの湯の方は廃止しろという、こういう議論は、また改めて一般質問で欲しいところですが、今回、議論がしたかどうかということをお答えさせていただきたいなというふうに思っております。確かにですね、まほらの湯もかじかも、両方赤字施設でございます。県内の公共温泉施設が、同じような傾向になっている中、かなり財政をひっ迫していることは確かでございます。その中でですね、急にですね、皆さんに相談もなくですね、それを廃止しろと、議員のおっしゃるように廃止しろと、こういうふうなことをしたときのですね、影響。そしてまた公共温泉施設、健康づくりという部分の中でですね、運営しているところをですね、急に改修するわけにはいかない。これを維持しながらですね、できるだけ、直営ではないような形で、運営して続けてもらいながら、皆さんと相談しながら、次の指定管理が終わる頃、どういう方向性を見出すかというような形で考えようと、たまたまこういう方がですね、素晴らしいプレゼンをしていただきましてですね、そして受けていただけるということでありますので、これまでも議員の皆さんがですね、良かったというようなトーンの中でですね、質疑をしていただいていると同じようにですね、私も、我々も執行部も、良かったなというふうに思っています。今いただいた議論をですね、今後、活かしていきたいなというふうに思っているところです。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

私もですね、一方側を廃止しろという気持ちは持っていません。今使ってる方たちが、いかに便利に使っているかってことを思っていますので。ただ、業務の見直してということで、常にやっていただいて、結果として、今回こうやって指定管理が出てきましたよってという説明がなかったもので、そういう質疑をしたんですけども。できるだけ業務の見直しは毎回毎回。これはこれと関係ないんですが、関係ないことまで言って申し訳ない。いずれにしても、町の業務ですし、ここにあがってくることは議員が判断してやる。今回は指定管理者の指定についての判断ですから、ここまでの経緯をちょっと聞きたかっただけですので、以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それでは質疑をさせていただきます。やはり、直営よりも先ほど出ましたけども、何らかの形で指定管理ということは、これは非常に大事なことかなんて思われます。結局、どれが得策かって考えなきゃいけないと思うんですね。そうすると、やっぱり指定管理の形を、やはり取るということかなんて思われますけど。この会社が去年の12月に新設会社、このために設立された会社のようにですけども、その中で、税理士の方、いろいろな方が入ったということで、この3人の代表のですね、久保田さん、そして太田さん、鶴田さん、この経営はないということのようですけども、この辺はどのように判断をしたということですかね。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。この会社を組織している代表取締役、また、社員の方々ですけど、これまで部分的に説明の中に入れておりましたが、元百貨店の従業員の上層部で働いていた方、もう1人はホテルの中で特に料理部門をやっている方。その中で、それ以外の方で、いわゆるDX、情報発信に長けてる方、その方も入りながらPR戦略も考えてもらえる。そういった細かい自己紹介は、プレゼンテーションの中ではなかったんですけど、それにつきまして、各選定委員さんの中では、問題ないのではという判断が出されております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

一例って言いますか申し上げますと、かじかの湯が今、年間3000万の売り上げ。これで当然赤字なんですけども、少なくとも売上目標として年間5000万以上でないと、5000万でも厳しいかなってとこですけど、そうしますと、1日当たり100人強増やさなければ、黒字とは言いませんけど、ペイにはならんちゅうような状態かなと思われるんですけども。そうすると至難の技なんです、これは。今までこの5年間に、かじかの湯で約8000万から9000万、町から資金を投入したと思うんですね。そうしますとですね、今の中で、この新しい会社がですね、売上目標、こういったものを判断の中でどのような見極めをしたんでしょうかね。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。業者の方で、まず1番注目された部分については、光熱水費というところです。この部分が、年間とおして1000万を超える金額、これが抑えられるかというところ、そう簡単には抑えられないと、当面は指定管理料の中で、ここは賄っていかねばならないのかなという判断も町の方では考えております。また、使用者の増につきましても、大柳川、そういった形の、ほかの観光、お客を呼ぶような施策で、ここの使用者数が増やせないか。また、それ以外にまほらとの連携の中で、何かを組めるのかということ、いくつか考えていくという回答はいただいております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

非常に至難の技。うちの町の補填をどこまでできるか。協定書ですから、結局合意がないと、両方の合意がないと、破談になるような恰好にもなるかなと思われますけども。いずれにしても、すり合わせをです、うまくしてってという感じで、できるだけ指定管理の方が、私もいいかなと思います。もう1つ、ここを決めたです、この経営方針が素晴らしいとあったんですけども、何の経営方針が1番良かったんですかね。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。委員の中からの意見、または質問を投げかける中で、業者側も町と協議をしながら、この経費削減にもう取り組むしかない。先ほどの電気料も1つになります。あと、2つの施設を合わせればスケールメリットができる。そういった意見の中で、それぞれ聞かれた中で、私たちや行政の中ではなかなか気づきにくい、そういった違う提案がございました。その提案の中で、各委員さんの方々、判断する中で、新たな考え方、思考、また宣伝の仕方、それをまずは取り入れてみて、動かしていくしかないのかな、今後この施設を管理していく中ではということ。全員一致というか、選定委員会の委員さんの総意としては、その部分を1番評価した形にはなっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

やはり、経営する上で、経費削減。当たり前のことですけども、当たり前が当たり前できないんです。そして、結構売り上げ目標ってあって皆さんするんですけど、それ簡単なことでそうじゃないんです、本来的にはね。だから、この会社が本当に素晴らしい施設になるようにです、やっぱり1人当たりの、やっぱり単価をいかに増やすかということですね、ぜひ、頑張ってもらいたいと思います。これで終わります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第3号について、質疑を終わります。

これから、議案第3号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって、議案第3号について、討論を終わります。

これから、日程第7 議案第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆様には、お忙しいところ大変ご苦労さまでした。

令和6年第1回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時54分